

○ 介護休業給付に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 少子・高齢化に対応する社会保障全体の在り方に係る議論を見つつも、雇用継続を援助・促進するという雇用保険制度として制度化された制度本来の趣旨に適合する範囲としていくことが必要ではないか。
- ② 労働政策としてではなく少子高齢化対策としての意義も大きいため、介護期間における生計費等の補助制度として、対象を労働者に限定せず、国民全体を対象とする、より一般的な制度として実施し、雇用保険制度からは外すことは考えられるのではないか。
- ③ 求職者給付と同じ財源から支弁していることを考えれば、雇用継続給付は、失業者と在職者との間の公平感に配慮し、失業等給付の中で過度に大きな規模となってはならないのではないか。現状の規模（17 年度予算で約 2,507 億円、失業等給付の約 11.5%）についてどう評価するか。

○ 介護休業給付に係る今後の課題（雇用保険部会報告書より）

- ① 今回の見直しにとどまらず、雇用保険制度本来の役割との関係や、他の関連諸施策等の動向も勘案しつつ、今後ともその在り方について検討していく必要がある。（平成14年雇用保険部会報告書）

介護休業給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
平成 12 年度	3,907	752	3,155	630,321	169,020	461,301
平成 13 年度	4,570	955	3,615	1,156,900	337,570	819,330
平成 14 年度	4,488	963	3,525	1,158,433	339,068	819,365
平成 15 年度	4,668	987	3,681	1,192,046	347,484	844,562
平成 16 年度	4,986	1,087	3,899	1,290,174	374,439	915,735
平成17年 2 月	390	78	312	98,532	24,796	73,736
3 月	417	90	327	106,805	31,118	75,687
4 月	374	86	288	95,449	28,063	67,386
5 月	416	108	308	107,323	34,585	72,737
6 月	508	101	407	116,616	33,064	83,552
7 月	494	107	387	112,317	32,901	79,415
8 月	550	114	436	125,100	35,157	89,943
9 月	557	128	429	130,259	40,005	90,254
10 月	593	135	458	139,133	45,791	93,342
11 月	536	92	444	115,696	28,840	86,856
12 月	495	109	386	114,937	33,431	81,506
平成18年 1 月	475	114	361	101,068	30,872	70,196
2 月	497	119	378	115,560	39,109	76,451
11年 7 月からの累計	31,418	6,614	24,804	7,200,965	2,088,032	5,112,934

(注) 1. 介護休業給付の施行は平成11年 4 月 1 日、支給開始は平成11年 7 月である。

2. 支給金額については、業務統計による暫定値である。

1 0 改正経緯

所定給付日数の変遷

昭和22年(失業保険法)

〔被保険者期間6月以上〕 一律180日

昭和30年改正

同一事業主に継続して 雇用された期間	離職の日以前1年間の 被保険者期間	所定給付日数
1年未満	6月以上9月以下	90日
	10月以上	180日
1年以上5年未満	6月以上	180日
5年以上10年未満	〃	210日
10年以上	〃	270日

昭和40年改正

通算した被保険者で あった期間	離職の日以前1年間の 被保険者期間	所定給付日数
1年未満	6月以上9月以下	90日
	10月以上	180日
1年以上5年未満	6月以上	180日
5年以上10年未満	〃	210日
10年以上	〃	270日

昭和45年改正

通算した被保険者で あった期間	離職の日以前1年間の 被保険者期間	所定給付日数
1年未満	6月以上9月以下	90日
	10月以上	180日
1年以上5年未満	6月以上	180日
5年以上10年未満	〃	210日
10年以上	〃	270日
20年以上	6月以上	300日

昭和50年(雇用保険法)

離職の日における年齢等		所定給付日数
30歳未満		90日
30歳以上45歳未満		180日
45歳以上55歳未満		240日
55歳以上		300日
身体障害者等就職困難な者	55歳未満	240日
	55歳以上	300日

注…被保険者であった期間が1年未満の者 90日

特例一時金創設 50日

昭和59年改正(高年齢求職者給付創設)

被保険者であった 期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
離職の日の年齢					
30歳未満		90日	90日	90日	180日
30歳以上45歳未満			90日	180日	210日
45歳以上55歳未満			180日	210日	240日
55歳以上65歳未満			210日	240日	300日
就職困難 者	55歳未満		240日		
	55歳以上 65歳未満	300日			

高年齢求職者給付(創設)

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
高年齢継続被保険者	50日分	100日分	120日分	150日分

平成元年改正(短時間労働被保険者創設)

短時間労働者に係る所定給付日数		被保険者であった期間			
年齢		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
30歳未満		90日 (90日)	90日 (90日)	90日 (180日)	180日 (180日)
30歳以上45歳未満			90日 (90日)	180日 (180日)	210日 (180日)
45歳以上55歳未満			180日 (90日)	210日 (180日)	240日 (180日)
55歳以上65歳未満			210日 (180日)	240日 (180日)	300日 (210日)
就職困難者	55歳未満	90日 (90日)	240日 (180日)		
	55歳以上 65歳未満		300日 (210日)		

※()は短時間労働被保険者

高年齢求職者給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
高年齢継続被保険者	50日分 (50日分)	100日分 (90日分)	120日分 (90日分)	150日分 (100日分)

※()は短時間労働被保険者

平成6年改正

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
年齢						
30歳未満		90日 (90日)	90日 (90日)	90日 (180日)	180日 (180日)	-
30歳以上45歳未満			90日 (90日)	180日 (180日)	210日 (180日)	210日 (210日)
45歳以上60歳未満			180日 (90日)	210日 (180日)	240日 (180日)	300日 (210日)
60歳以上65歳未満			240日 (210日)	300日 (210日)	300日 (210日)	300日 (210日)
就職困難者	60歳未満		240日 (180日)			
	60歳以上 65歳未満	300日 (210日)				

高年齢求職者給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上
高年齢継続被保険者	50日分 (50日分)	120日分 (100日分)	150日分 (100日分)

※()は短時間労働被保険者

平成10年改正

高年齢求職者給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上
高年齢継続被保険者	30日分 (30日分)	60日分 (50日分)	75日分 (50日分)

※()は短時間労働被保険者

平成12年改正

①特定受給資格者以外の者

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
区分						
一般被保険者 (短時間労働被保険者)		90日 (90日)	90日 (90日)	120日 (90日)	150日 (120日)	180日 (150日)
障害者等 の就職困 難者	45歳未満	150日 (150日)	300日 (240日)			
	45歳以上 65歳未満	150日 (150日)	360日 (270日)			

②特定受給資格者

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
区分						
30歳未満	90日 (90日)		90日 (90日)	120日 (90日)	180日 (150日)	-
30歳以上45歳未満			90日 (90日)	180日 (150日)	210日 (180日)	240日 (210日)
45歳以上60歳未満			180日 (180日)	240日 (210日)	270日 (240日)	330日 (300日)
60歳以上65歳未満			150日 (150日)	180日 (150日)	210日 (180日)	240日 (210日)

※()は短時間労働被保険者

平成15年改正

①特定受給資格者以外の者

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
年齢						
全年齢共通		90日	90日	90日	120日	150日
障害者等 の就職困 難者	45歳未満	150日	300日			
	45歳以上 65歳未満	150日	360日			

高年齢求職者給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢継続被保険者	30日分	50日分

②特定受給資格者

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
年齢						
30歳未満	90日			120日	180日	-
30歳以上35歳未満			90日		210日	240日
35歳以上45歳未満				180日	240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日